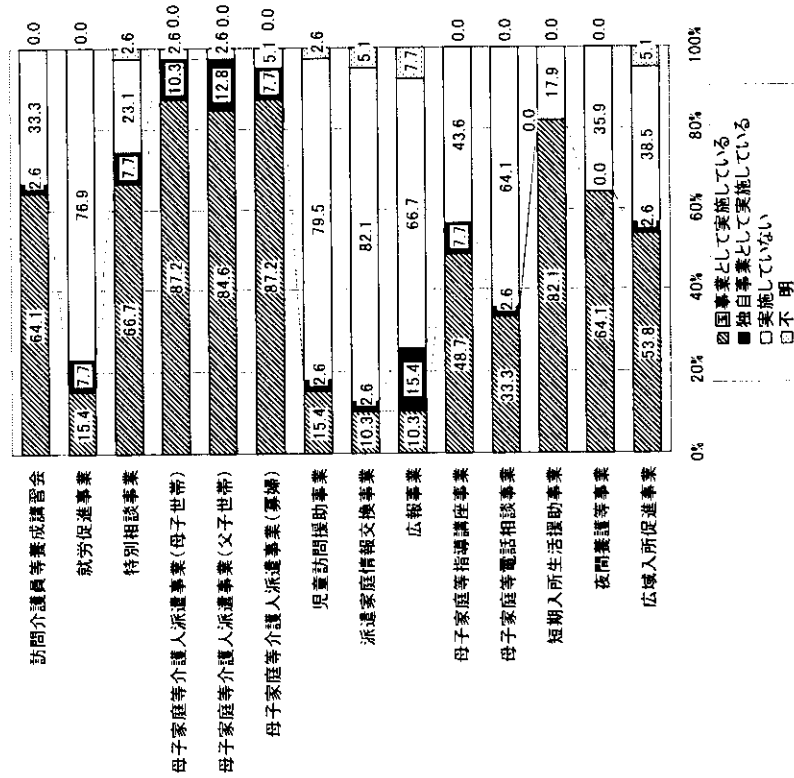
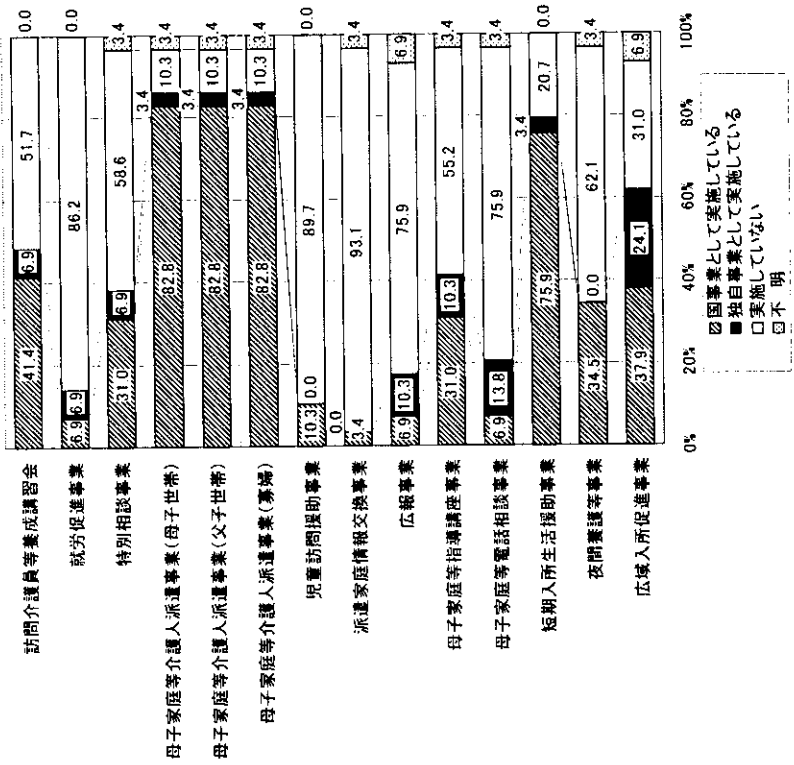


■ひとり親福祉施策の実施状況

都道府県 (N=39)



政令市・中核市(N=29)



この事業は国の実施要綱でも詳しく事業内容が定められていないため、その具体的内容は不明である。1980 年以前から自治体の単独事業として実施していた団体もわずかが存在していることから、その事業内容が注目される。

実施方法は、政令市・中核市の場合はすべてが「母子福祉団体等に委託」であるが、都道府県の場合は、都道府県が実施している方が多い（6 団体、66.7%）。

同事業に関する課題や問題点として自由回答であげられているのは、「雇用分野との連携がとれていない」「実施体制が整っていない」という理由とともに、「効果が見えにくく具体的でない」「事業の効果が期待できない」「財政難と効果への疑問から成案には至らず」という、同事業の内容と効果に対する疑問があげられている。

（３）特別相談事業

この特別相談事業は、訪問介護員（ホームヘルパー）養成講習会と同じく、母子福祉施策として古くから制度化されている国の補助事業であるが、実施している団体は、都道府県 29 団体（74.4%）、政令市・中核市 11 団体（37.9%）であり、すべての自治体が実施しているわけではない。

実施している場合の実施方法は、都道府県の場合 24 団体（80.0%）、政令市・中核市の場合 10 団体（83.3%）が、「母子福祉団体等に委託」であり、委託先は訪問介護員（ホームヘルパー）養成講習会と同じく「母子福祉団体」である。

どのような専門相談を行っているかについては、離婚にまつわる養育費や財産分与、遺産相続や家庭紛争等の「法律相談」がもっとも多く、次いで「税務相談」「経営（事業）相談」となっている。

どのような人材が相談員となっているかについては、上記の専門相談の性格上、「弁護士」がもっとも多く、その他、「婦人相談員」「家庭相談員」「児童福祉司」「臨床心理士」「司法書士」「行政書士」「税理士」「中小企業診断士」「経営コンサルタント」といった人材があげられている。特に資格は有しない者として、母子福祉センター、職業安定所、社会福祉協議会など関係機関の職員も、相談員となっているようである。

同事業に関する課題や問題点としてあげられているのは、「相談件数が少ない」ということである。「以前は行っていたが相談件数が少ないため一般相談に統合した」という自治体や「随時母子相談員が相談に応じ法律相談等関係窓口で対応しているため事業として実施する必要なし」という自治体も存在する。ひとり親福祉施策としての同事業の意味は何かについて再検討する必要があるだろう。また「父子家庭からの相談がほとんどない（平日に行われるからであろうかと思われる）」という指摘もあった。「相談件数が少ない」という同事業の問題点は、ひとり親世帯にとって同事業の必要性がないからではなくその実施方法にあるとも考えられることから、効果的な事業の実施方法について検討する必要があると思われる。

2. 母子家庭等介護人派遣事業について

母子世帯・父子世帯・寡婦それぞれの介護人派遣事業の状況についてみてみよう。

【実施の有無】

母子世帯に対して実施している自治体は、都道府県 38 団体 (97.5%)、政令市・中核市 25 団体 (86.2%) であり、父子世帯に対して実施している自治体は、都道府県 38 団体 (97.5%)、政令市・中核市 25 団体 (86.2%)、寡婦に対して実施している自治体は、都道府県 37 団体 (94.9%)、政令市・中核市 25 団体 (86.2%) である。つまり、同事業はほとんどの自治体が実施しており、しかも母子世帯、父子世帯、寡婦のいずれに対しても、介護人派遣事業が存在することがわかる。その意味では我が国のひとり親福祉施策としてもっとも代表的な事業といえるだろう。

【実施の方法】

実施している場合の実施方法は、「母子福祉団体等に委託」しているのが最も多く、母子世帯対象の場合、都道府県 33 団体 (86.8%)、政令市・中核市 22 団体 (84.6%)、父子世帯対象の場合、都道府県 32 団体 (84.2%)、政令市・中核市 22 団体 (84.6%)、寡婦対象の場合、都道府県 33 団体 (86.8%)、政令市・中核市 22 団体 (84.6%) である。自治体が直営で事業を実施しているところは少なく、ほとんどの自治体が委託して実施している。

委託先は、「看護婦家政婦紹介所」が 1 団体あるものの、その他はすべて「母子福祉団体」である。父子世帯に対する介護人派遣事業も母子福祉団体が実施していることがわかる。母子、父子、寡婦という派遣対象ごとに事業が分かれているのではなく、すべてを派遣対象世帯とした事業を実施しているからであると思われる。

【介護人】

同事業で派遣される介護人を複数回答で聞いたところ、「母子福祉団体の会員」が最も多く、都道府県 28 団体 (73.7%)、政令市・中核市 18 団体 (69.2%) である〔母子世帯を対象とした事業の場合。以下同じ〕。国の事業要綱では、介護人は、「母子家庭及び寡婦自立促進事業の訪問介護員養成講習会の修了者」があたることも想定されているが、今回の調査で「訪問介護員養成講習会修了者」と回答した自治体は、都道府県 13 団体 (34.2%)、政令市・中核市 6 団体 (23.1%) である。その他としてあげられた自由回答では、「事業に理解のある方」「保育等経験者」「家庭奉仕員として登録した人」などがあり、ひろく一般から募集している自治体もある。

【介護人が受け取る報酬】

介護人が受け取る報酬を自治体の支給単位でみると、1 時間あたりでは最低 950 円から最高 1290 円まで、半日（約 4 時間）あたりでは最低 2335 円から最高 4440 円まで、1 日（約 8 時間）あたりでは最低 4670 円から最高 8880 円まで、自治体によって開きがある（都道府県、政令市・中核市計）。派遣対象となる世帯によって介護人報酬に違いはないが、父子世帯に派遣する場合は「介護人は 2 人」とする自治体もあり、その場合は介護人報酬は折半することになると思われる。2 人体制というのは、ほぼすべてが女性であろうと思われる介護人が父子世帯の自宅に行くことへの配慮からだろうと思われるが、介護人が受け取る報酬は少なくなるとすれば悩ましいところである。その他の報酬として、交通費、活動旅費、連絡経費、諸費といったものを支払っている自治体も存在する。

【派遣対象地域】

派遣対象地域をみてみよう。政令市・中核市の場合、すべての自治体（26 団体，100%）が「市下全域に派遣する」と回答しているが，都道府県の場合，「都道府県下全域に派遣する」と回答した自治体は 27 団体（71.1%）である。残りの自治体は，無回答の 3 団体を除き，「派遣できない地域がある」と回答している（8 団体，21.1%）。同事業に関する課題や問題点のなかでも，「介護人の住所地が偏っているため派遣できない地域がある」という回答もあり，同事業を実施している自治体でも，住民すべてが事業を利用できるとは限らないことがわかる。

【派遣申請手続】

ひとり親世帯が介護人派遣の利用登録をした後，実際に利用する際の申請手続はどのようなものだろうか。第 1 に，申請先（複数回答可）は，都道府県の場合，「委託先」が 29 団体（76.3%），「市町村」が 13 団体（34.2%），「都道府県」が 1 団体（2.6 %）であり，政令市・中核市の場合，「委託先」が 19 団体（73.1%），「市町村」が 9 団体（34.6%）となっている。実際に事業を実施している委託先団体に直接利用申請をする場合が多いようである。

第 2 に，申請方法として，電話申請が可能か否かを尋ねたところ，都道府県の場合，「電話申請可」が 18 団体（47.4 %），「電話申請不可」が 11 団体（28.9 %）であり，その他 9 団体は無回答である。政令市・中核市の場合，「電話申請可」が 18 団体（69.2 %），「電話申請不可」が 8 団体（30.8 %）となっている。電話申請ができない場合は，制度を利用するたびに委託先団体や市町村等の窓口に出かけて文書等で申請することになると思われるが，具体的には不明である。

第 3 に，申請期日として，当日申請が可能か否かを尋ねたところ，都道府県の場合，「当日申請可」が 19 団体（50.0 %），「当日申請不可」が 9 団体（23.7 %）であり，その他 10 団体は無回答である。政令市・中核市の場合，「当日申請可」が 17 団体（65.4 %），「当日申請不可」が 9 団体（34.6 %）となっている。当日申請ができない自治体は，1 日～5 日前までの申請を必要としている。

【課題・問題点等】

同事業に関する課題や問題点としてはさまざまな点があげられている。まず，「派遣できない地域がある」ことや，「利用実績に地域的偏りがある」という，同事業を地域全域で実施できていないことである。

その理由として考えられるのは介護人の確保という問題であるが，介護人に対しては「介護人になってくれる人がいない」「緊急の場合，介護人の都合がつかず派遣が難しい」「（団体の）会員の人が派遣されるので専門の介護人ではないこと」といった諸点があげられている。「介護人が高齢化している」ことは複数の自治体から課題・問題点として指摘されているが，若い介護人を確保した場合も「（介護人は）昼間仕事を持っている人が多く派遣できない場合もある」という問題が生じている。それらの問題が重なり合った結果，「急な派遣申請に対応できない」「緊急時の対応が困難」となり，必然的に「利用者が少ない」「利用ニーズはあるものの利用件数に結びついていない」「最近の利用実績は皆無である」

ということになっている。

介護人派遣事業は、ひとり親世帯に対する行政サービスのなかでは最もニーズが高いともいわれ、「制度が正常に機能すればニーズの高い事業である」と自治体からも評価されているものの、制度があっても利用しにくいという現状は、残念なことである。とくに母子福祉団体に委託する形で同事業を実施している自治体の場合、介護人の多くは同団体の会員となり、自治体が直接実施する場合より、介護人の人数の限界や地域的な偏りが生じる可能性が高いと思われる。ひとり親世帯の側も、利用申請の受付や窓口が委託先団体である場合は、都道府県や市区町村に申請する場合よりも行政サービスとしての認識が低くなるかもしれない。「父子家庭の利用が少ない」という課題をあげた自治体もみられたが、母子福祉団体が実施主体となっていることも一因ではないだろうか。

以上のような結果、自治体のなかには「(同事業は)高齢者の家事介護が主なもので、児童の養育や父子家庭への派遣はあまりやっていない」という回答や、「ファミリーサポート事業との役割分担が課題」とした自治体もあり、同事業の目的や役割を再度検討する必要があると思われる。

3. 父子家庭等支援事業について

(1) 児童訪問援助事業

同事業を実施している自治体は、都道府県 7 団体 (18.0%)、政令市・中核市 3 団体 (10.3%) であり、実施していない自治体の方が多い (都道府県 31 団体 79.5%、政令市・中核市 26 団体 89.7%、その他は無回答)。

実施している場合の実施方法は、都道府県の場合、「都道府県が実施」3 団体、「市町村への補助」2 団体、「母子福祉団体等に委託」1 団体、「その他」1 団体であり、政令市・中核市の場合は 3 団体すべてが「母子福祉団体等に委託」である。委託実施している 4 つの自治体の事業の委託先は、母子福祉団体が 3 団体、社会福祉協議会が 2 団体である (1 つの自治体は両団体に委託)。

平成 9 年度・10 年度・11 年度のホームフレンドの登録数は、都道府県の場合は平均して 36 人 (平成 9 年度)・51 人 (10 年度)・52 人 (11 年度) であり、政令市・中核市の場合は 30 人・68 人・52 人となっている。

平成 9 年度・10 年度・11 年度の訪問実績として実世帯数をみると、自治体あたりの平均は、母子世帯 7 世帯・14 世帯・10 世帯であり、父子世帯 4 世帯・5 世帯・11 世帯である。一方、訪問延日数の自治体あたりの平均は、母子世帯は 42 日・104 日・93 日であり、父子世帯は 14 日・40 日・36 日である。母子世帯と父子世帯を比べると、訪問を受けた実世帯数の差より、訪問延日数の差のほうが開いており、父子世帯の利用は母子世帯に比べて少ない。

同事業に関する課題や問題点としてあげられているのは、「ホームフレンドの登録が少ない」「ホームフレンドの住所地が偏っている」「体制ができていない」「父子家庭の実態把握が不十分」という事業実施にまつわる困難のほか、「派遣受け入れ家庭の登録が少ない」「必要性があまりない」「市町村からの要望がなく実施しても利用が見込めない」といった事業の効果や必要性に対する疑問もあげられている。

（２）派遣家庭情報交換事業

同事業を実施している自治体は、都道府県 5 団体（12.9%）、政令市・中核市 1 団体（3.4%）であり、ほとんどの自治体が実施していない（都道府県 32 団体 82.1%、政令市・中核市 27 団体 93.1%、その他は無回答）。実施している場合の実施方法は、都道府県の場合、「都道府県が実施」2 団体、「市町村への補助」2 団体、「母子福祉団体等に委託」1 団体であり、政令市・中核市の 1 団体は「母子福祉団体等に委託」である。委託実施している 2 つの自治体の事業の委託先は、県の民生委員児童委員協議会連合会と、市の社会福祉協議会であり、この事業については母子福祉団体への委託はない。また、この事業の対象者は母子世帯ではなく父子世帯であることも特徴である。平成 9 年度・10 年度・11 年度に実施した事業はすべて父子世帯が対象となっており、自治体あたりの平均開催数はそれぞれ 4 回・6 回・6 回であり、父子家庭の平均参加延人員は、158 人・136 人・173 人である。

同事業の課題や問題点であげられているのは「参加者がいないこと」である。「交流会の希望がない」「父子家庭のサークル化・組織化などの動きがなく、月 1 回の交流会を開催することが難しい」ということが問題点としてあげられている。また、「実施しても利用が見込めない」ことから実施していない自治体や、「参加者がいないため平成 13 年度から休止にする」といった自治体も存在する。同事業の利用者の少なさについて、ある自治体は、「父子家庭は他事業においても行政に頼ろうとしない傾向があるので、情報交換といっても交流会などよりインターネットなど匿名性のあるもののほうが有効なのでは？」と指摘している。

（３）広報事業

同事業を実施している自治体は、都道府県 10 団体（25.7%）、政令市・中核市 5 団体（17.2%）であり、この事業もやはり実施していない自治体の方が多い（都道府県 26 団体 66.7%、政令市・中核市 22 団体 75.9%、その他は無回答）。

実施している場合の実施方法は、都道府県の場合、「都道府県が実施」9 団体、「母子福祉団体等に委託」2 団体であり、「その他」1 団体であり、政令市・中核市の場合、「市が実施」5 団体、「母子福祉団体等に委託」1 団体である。委託実施している 3 つの自治体の事業の委託先はすべてが母子福祉団体である。

同事業の課題や問題点としては、情報交換事業と広報事業をセットで行わないと国の補助事業とならない点についての疑問のほか、一般的な広報は市報等を通じて周知しているために事業の必要性があまりないといった点があげられている。

なお、父子家庭等支援事業は近年創設された事業であるため、その効果については早急な判断をせず推移をみていくことが必要であろう。

４．母子家庭等生活指導強化事業について

（１）母子家庭等指導講座事業

同事業を実施している自治体は、都道府県 22 団体（56.4%）、政令市・中核市 12 団体（41.3%）であり、実施していない自治体は、都道府県 17 団体（43.6%）、政令市・中核市 16 団体（55.2%）である〔その他は無回答〕。実施している自治体と実施していない自

自治体が約半々である。実施している場合の実施方法は、「母子福祉団体等に委託」がほとんどであり（都道府県 21 団体 99.5%，政令市・中核市 12 団体 92.3%），委託先のすべては母子福祉団体である。

同事業の課題や問題点は、「参加者の確保」「若年母子家庭等の受講が少ない」ことであり、「実用的かつ対象者の興味を引くようなテーマの設定」や「内容の充実」があげられている。

（２）母子家庭等電話相談事業

同事業を実施している自治体は，都道府県 14 団体（35.9%），政令市・中核市 6 団体（20.7%）であり，実施していない自治体は，都道府県 25 団体（64.1%），政令市・中核市 22 団体（75.9%）である〔その他は無回答〕。上記指導講座事業よりも実施している自治体は少ない。

実施している場合の実施方法は，都道府県は「母子福祉団体等に委託」が 13 団体（92.9%）とほとんどであるが，政令市・中核市の場合は，「市が実施」3 団体（42.9%）と「母子福祉団体等に委託」4 団体（57.1%）と実施方法が分かれている。事業を委託して実施している自治体の場合，委託先のすべては母子福祉団体である。

同事業の課題や問題点としては，「相談件数が少ないこと」や「事務局体制及び相談担当職員の確保等」のほか，同事業の必要性に対する疑問もあげられている。たとえば，「母子相談員が業務のなかで対応」「母子相談員が来所，電話を問わず対応」「母子相談員が電話相談に応じておりその必要性があまりない」といった通常の母子相談員業務との関連を指摘する回答や，「福祉事務所や他関係機関等の相談体制が充実している」「相談業務は県の出先機関ごとに対応している」といった他機関他事業の相談業務との関連を指摘する自治体もあった。半数以上の自治体が同事業を実施していないが，これら課題や問題点を総合的に勘案して判断した結果であると思われる。

5. 子育て支援短期利用事業について

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

同事業を実施している自治体は，都道府県 32 団体（82.1%），政令市・中核市 23 団体（79.3%）であり，多くの自治体が実施している（実施していないのは都道府県 7 団体 17.9%，政令市・中核市 6 団体 20.7%）。都道府県が実施している場合の実施市町村数は，最小 1 から最大 32 まで，平均すると 8.0 市町村である。実施していると回答した都道府県でもすべての市町村で実施しているわけではない。

実施している自治体のうち緊急一時保護を実施している自治体は，都道府県の場合 32 団体のうち 17 団体（53.1%），政令市・中核市の場合 23 団体のうち 12 団体（52.2%）であり，約半数である。

緊急一時保護の対象は，「子どものみ」とする自治体も存在し，子どもの「母」を対象に含めているのは，都道府県 17 団体のうち 14 団体（82.4%），政令市・中核市 12 団体のうち 10 団体（83.3%）である。子どもの「父」を保護の対象としている自治体は存在しない。

実施している自治体あたりの利用実人員の平均は、平成 9 年度の場合、母子世帯 18.6 人・父子世帯 1.0 人・その他 22.0 人、平成 10 年度の場合、母子世帯 17.6 人・父子世帯 1.1 人・その他 19.3 人、平成 11 年度の場合、母子世帯 21.1 人・父子世帯 1.8 人・その他 18.0 人である。あくまで平均値ではあるが、利用実人員が近年顕著に伸びてきたという傾向はみられない。

近年、ドメスティック・バイオレンス（以下、DV と略す）が社会問題化していることから、平成 11 年度に DV を理由とする利用があったかについて尋ねたところ、「あった」という回答が、都道府県 32 団体のうち 6 団体（18.8%）、政令市・中核市 23 団体のうち 9 団体（39.1%）であった。その他は「なかった」という回答だけでなく「わからない」という回答も多く、都道府県の場合は 13 団体（40.6%）が「わからない」としている。「あった」と回答した自治体のなかで、利用実人員総数に占める DV 理由者の割合を聞いたところ、最小 0.3 割から最大 9 割まであり、平均 3.2 割である。

同事業の課題や問題点もさまざまな回答がよせられた。まず利用者にとっての問題として、「利用者負担が大きい」「利用者からすれば費用が高い」といった負担の重さに関する点と、「入所期間中通学のための手段がない」「利用施設が実施市町村からはなれている」「風呂がない、部屋が狭い」「施設の住環境が悪い」といった施設の利便性に関する点である。一方、「施設にとっては労の割に費用が安い」といった施設側にとっての問題点の指摘もあった。しかし「制度としては好評」であるとして、制度の拡大・拡充を声もあるが、「施設の側にほとんど空がない」「施設の入所率が高水準となっておりショートステイでの利用が困難となりつつある」「受け入れる側の施設には限度があり市民の要求に応えられない状況」といった問題点が指摘されている。

（２）夜間養護（トワイライトステイ）等事業

同事業を実施している自治体は、都道府県 25 団体（64.1%）、政令市・中核市 10 団体（34.5%）であり、短期入所生活援助（ショートステイ）事業ほどには実施されてはいない。都道府県が実施している場合の実施市町村数は、最小 1 から最大 24 まで、平均すると 4.8 市町村である。実施時間帯は、放課後から夕方にかけて（14 時から 18 時頃）にはじまり、概ね 22 時までというのが多いようである。実施時間帯は明確には設定していないという自治体もある。

実施している自治体あたりの利用実人員の平均は、平成 9 年度の場合、母子世帯 11.3 人、父子世帯 2.9 人、平成 10 年度の場合、母子世帯 8.4 人、父子世帯 2.8 人、平成 11 年度の場合、母子世帯 11.3 人、父子世帯 1.9 人である。同事業も上記事業と同様、利用実人員が近年伸びてきたという傾向はない。

同事業の課題や問題点では送迎や移動についての指摘が多かった。たとえば、「仕事等で利用する場合、送迎ができない」「保育所や学校から施設への送り迎えができてにくい場合は利用困難」「放課後に通所するための手段（施設側の送迎がない等）によって利用範囲が限られる」「児童の通所可能な範囲内に実施施設がない」といった諸点である。そのため、「自宅と勤務先、施設との地理的關係や送迎の問題などから、相談は何件かあっても利用するには至っていない」「実施はしているが今まで利用はない」「地域的に活用しにくい制度である」という回答もよせられた。

6. 母子生活支援施設における広域入所促進事業について

同事業を実施している自治体は、都道府県 22 団体 (56.4%)、政令市・中核市 18 団体 (64.0%) である。実施している母子生活支援施設数は、すべてを合計すると、公立公営 20 施設、公立民営 16 施設、私立 32 施設となっている。

平成 9 年度・10 年度・11 年度の広域措置世帯数は、実施している自治体あたりの平均で、4.7 世帯・6.0 世帯・7.5 世帯であり、増加傾向にある。平成 12 年度は平成 13 年 2 月 1 日現在時点で 7.4 人である。またそれら広域措置世帯数のうち、入所理由がDVの世帯は、各年それぞれ 3.2 世帯・4.0 世帯・5.1 世帯・5.6 世帯であり、年々増加している。

同事業の課題や問題点としては、受け入れる側としての問題と送り出す側としての問題の両方が指摘されている。受け入れる側としては「満室で余裕がない」「定員に空がない」という点であり、送り出す側としては「受入先の自治体が負担を嫌って受け入れてもらえない」「他市に依頼するときに生活保護の適用面で受け入れてもらえないことがあり広域依頼が困難」という点である。また、それらに関連して、「依頼する側と受ける側の判断の違いがあるので入所基準を国が示してほしい」といった要望もあった。実際に受け入れた場合の問題点としては、「広域入所している世帯はDV世帯であるが施設側の対応も大変」「DV世帯の入所に伴い日常生活に危険が伴うことを考えなければならない」という指摘とともに、「夜間警備体制の問題」「夜間等の警備を強化する必要がある」といった課題があげられた。さらに入所しても「手持ちの現金や家財道具がなく、すぐ生活に困る」という問題点や、「同事業は日用品の整備のみであり、広域入所の促進のためには体制も含めた総合的な取り組みが必要」という指摘があった。

7. 単独事業（独自事業）における医療費助成事業について

医療費助成事業は国の補助事業ではないが、自治体の単独事業（独自事業）として実施されていることが多いため、母子世帯・父子世帯・寡婦それぞれの事業の状況をきいたところ以下のような結果であった。

【実施の有無】

39 の都道府県のうち、母子世帯に対する医療費助成事業について、「すべての市町村で実施している」のは 34 団体 (87.2%)、「一部の市町村で実施している」のは 4 団体 (10.3%) であり、「実施していない」という自治体はゼロである（その他 1 団体は無回答）。いずれの都道府県においても母子世帯に対する医療費助成事業が何らかの形で実施されているようである。

父子世帯に対する事業については、「すべての市町村で実施している」18 団体 (46.2%)、「一部の市町村で実施している」14 団体 (35.9%)、「実施していない」7 団体 (17.9%) となっており、実施していない都道府県がある一方、実施している場合も一部の市町村である割合が高い。

寡婦に対する事業については、「すべての市町村で実施している」5 団体 (12.8%)、「一

部の市町村で実施している」11 団体（28.2%）、「実施していない」23 団体（59.0%）であり、実施していない都道府県のほうが多い。

政令市・中核市の実施の有無はどうか。29 の政令市・中核市のうち、母子世帯に対する事業を「実施している」のは28 団体（96.6%）、「実施していない」のは1 団体（3.4%）であり、1 つの自治体をのぞいてすべてが実施している。父子世帯に対する事業は「実施している」18 団体（62.1%）、「実施していない」11 団体（37.9%）であり、実施していない割合が高くなっている。寡婦に対する事業は「実施している」4 団体（13.8%）、「実施していない」24 団体（82.8%）であり（その他 1 団体は無回答）、都道府県同様、実施していない市のほうが多いという結果になっている。

以下、同事業を実施している自治体を対象に事業の内容をみてみよう。

【実施主体】

実施している場合の実施主体は、政令市・中核市の場合は28 団体すべてが「市が実施」している。都道府県の場合、「都道府県が実施」しているのは39 団体のうち2 団体（5.1%）にすぎず、「市町村が実施」が37 団体（94.9%）となっている。同事業の実施主体は市町村であるといえよう。

【都道府県から市町村への補助率】

都道府県から市町村への補助率は、母子世帯に対する事業を実施している 67 の自治体（都道府県、政令市・中核市計）のなかでは、「1／2」が48 団体（71.6%）と最も多い。「その他の割合」は、4／5、2／5、1／6 など自治体によってさまざまであり、「市町村により異なる」とした都道府県もある。「補助なし」という自治体は4 団体（6.0%）となっている。

一方、父子世帯に対する事業を実施している 50 の自治体（都道府県、政令市・中核市計）では、母子世帯と同じく「1／2」とする自治体が28 団体（56.0%）と最も多いものの、「補助なし」という自治体も16 団体（32.0%）存在する。

寡婦に対する事業を実施している21 の自治体（都道府県、政令市・中核市計）では、「補助なし」が10 団体（47.6%）と最も多い。

【助成対象者】

母子世帯に対する事業の助成対象者は、「子のみ」とする自治体が1 団体（1.5%）、「母子」が63 団体（94.0%）であり、ほとんどが「母子」が対象である（その他3 団体は無回答）。父子世帯に対する事業の助成対象者は、「子のみ」とする自治体が2 団体（4.0%）、「父子」が40 団体（80.0%）である（その他8 団体は無回答）。寡婦に対する事業の助成対象者は、「寡婦」が5 団体（23.8%）、「一人暮らし寡婦のみ」が5 団体（23.8%）、「その他」4 団体（19.0%）である（その他7 団体は無回答）。

子どもの対象年齢は、「18 歳の年度末」とするのが47 団体（70.1%）と最も多く、「18 歳の誕生日」4 団体（6.0%）、「20 歳の誕生日」47 団体（4.5%）、「その他」10 団体（14.9%）である（母子世帯を対象とした事業の場合）。「その他」の具体的な中身は、「18 歳の誕生日、ただし学校在籍者は年度末」「18 歳の年度末、ただし高校在籍者は20 歳未満」とい

った学校在籍者とそれ以外で分けている自治体や、「市町村によって異なる」とした都道府県などがある。

【助成対象部分】

医療費の助成対象部分については、親と子で異なっている場合がある。たとえば「入院・通院」ともに対象にしている自治体は、母子世帯の場合、「子」は 62 団体（92.5%）であるが、「母」は 60 団体（89.6%）となっており、子どもは入院・通院ともに対象だが母親は入院のみ対象としている自治体が存在する。父子世帯の場合も、「入院・通院」ともに対象にしている自治体は、父子世帯の「子」41 団体（82.0%）、「父」39 団体（78.0%）となっており、子どもの助成対象部分を親より広くしている自治体がある。ただし同事業の実施主体は市町村であるためか、都道府県の回答には無回答も多く、実態把握がなされていない可能性があるため、分析には留意が必要である。

【自己負担分の助成割合】

母子世帯の「母」の場合、医療費の自己負担分の「全額を助成」しているのは 41 団体（61.2%）であり、「一部を助成」しているのが 18 団体（26.9%）である。母子世帯の「子」の場合、「全額を助成」しているのは 43 団体（64.2%）であり、「一部を助成」しているのが 17 団体（25.4%）である。助成割合についても、自治体によっては母親より子どものほうを広くしている。父子世帯も同様であり、父子世帯の「父」の場合、「全額を助成」27 団体（54.0%）、「一部を助成」10 団体（22.0%）に対して、父子世帯の「子」の場合、「全額を助成」30 団体（60.0%）、「一部を助成」9 団体（18.0%）である。

【所得制限】

医療費の助成を受けられる世帯の所得制限はどうか。まず母子世帯の場合、「所得制限なし」という政令市・中核市が 1 団体あるが、それ以外の自治体では何らかの形で所得制限を設定している。もっとも多いのは「児童扶養手当の一部支給限度額」35 団体（52.2%）であり、続いて多いのは「所得税の非課税世帯」13 団体（19.4%）である。「その他」も 12 団体（17.9%）存在するが、具体的には「住民税の所得割の非課税世帯」「障害児福祉手当の所得限度額」といったもののほか「所得税 92400 円以下」といった形で規定している自治体などさまざまである。

父子世帯の場合もおおむね母子世帯の事業と変わりはない。「所得制限なし」が同じく 1 団体であり、所得制限で最も多いのは「児童扶養手当の一部支給限度額」22 団体（44.0%）、続いて「所得税の非課税世帯」8 団体（16.0%）である。

【課題・問題点等】

同事業に関する課題や問題点としてあげられているのは、まず「医療費の増大、対象家庭の急増」「財政難のなかで対応に苦慮している」といった財政問題である。さらに、自治体独自の単独事業としての性格上、「他県と内容が異なるため県外転入者から苦情がでることがある」といったことや、都道府県の補助事業となっている場合は、市町村は「県内の他市町村との均衡」を考えて事業を実施するという指摘もあった。

父子世帯を事業の対象に含めていない政令市・中核市では、その理由として、「父子世帯については、県の補助対象となっておらず、市単独での実施も困難であるため」「都道府県で事業拡大しない限り市単独事業として実施するのは財政上困難」といった点や、「都道府県の助成対象となっていないことから、市でも、整合性をもたせ、対象にしていない」という点があげられた。

さらに同事業については「県財政運営プログラムにおいて、福祉医療全体で見直しを検討中」「少子高齢化社会に向けた福祉・保健・医療のバランスをとれた施策の展開と当該制度の安定した運営をはかるため、あるべき姿を検討する必要がある」という事業全体を見直す動きも指摘されている。

8. その他の単独事業の現状

医療費助成事業以外の自治体における単独事業の実施状況についてみてみよう。以下では、記載のあった事業数を総計でおさえ、当該事業が対象としている世帯種別を把握していく（文中に示す％は、総事業数に対する割合である）。また、実際の事業名称を一例としてあげていく。

【資金貸付事業】

回答のあった事業数は、総計で 24 事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは 23 事業（95.8 %）、父子世帯を対象としているものは 5 事業（20.8 %）、寡婦を対象としているものは 21 事業（87.5 %）である。一例をあげると、「母子福祉小口融資貸付金」「母子家庭等緊急生活援護資金」「ひとり親家庭私立高等学校等入学金貸付事業」「母子・寡婦・父子たすけあい資金貸付事業」「父子福祉資金貸付金」などがある。

【手当支給事業】

回答のあった事業数は、総計で 13 事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは 11 事業（84.6 %）、父子世帯を対象としているものは 13 事業（100 %）であり、寡婦を対象としているものはなかった。一例としては、「児童育成手当」「遺児手当」がある。

【一時金支給事業】

回答のあった事業数は、総計で 10 事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは 9 事業（90 %）、父子世帯を対象としているものは 6 事業（60 %）であり、寡婦を対象としているものはなかった。一例をあげると、「母子家庭療養見舞金資金事業」「新生母子父子世帯慰問激励事業」「病没家庭等激励訪問事業」「災害遺児手当」などがある。

【ホームヘルプ事業】

回答のあった事業数は、総計で 8 事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは 4 事業（50 %）、父子世帯を対象としているものは 7 事業（87.5 %）、寡婦を対象とし

ているものは1事業（12.5％）である。一例をあげると、「ひとり親家庭家事援助派遣等事業費補助」「父子家庭家事援助サービス事業」「子育てホームヘルプサービス事業」「児童一時保護事業」などがある。

【休養ホーム事業】

回答のあった事業数は、総計で12事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは11事業（91.7％）、父子世帯を対象としているものは6事業（50％）、寡婦を対象としているものは6事業（50％）である。一例をあげると、「ひとり親家庭休養ホーム事業」「母子家庭厚生活動事業」「ふれあい宿泊助成事業」「母子家庭及び寡婦リフレッシュ促進事業」などがある。

【ひとり親福祉推進員事業】

回答のあった事業数は、総計で27事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは25事業（92.6％）、父子世帯を対象としているものは4事業（14.8％）、寡婦を対象としているものは20事業（74.1％）である。一例をあげると、「母子福祉推進員の設置」「母子福祉協力員の設置」「母子協助員の設置」「母子寡婦福祉推進員の設置」「母子・父子福祉協力員設置事業」「父子相談員」などがある。

【祝金・祝品事業】

回答のあった事業数は、総計で35事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは34事業（97.1％）、父子世帯を対象としているものは31事業（88.6％）であり、寡婦を対象としているものはなかった。一例をあげると、「母子家庭等小学校入学児童激励事業」「母子父子世帯小中学校入進学祝金」「ひとり親家庭就学援助事業」「新入学児童激励事業」「遺児等援護対策費補助」などがある。

【表彰・激励事業】

回答のあった事業数は、総計で12事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは12事業（100％）、父子世帯を対象としているものは1事業（8.3％）、寡婦を対象としているものは8事業（66.7％）である。一例をあげると、「優良母子家庭表彰」「優良母親知事表彰」「母子・寡婦福祉事業功労者知事表彰」「優良母子・父子家庭の父母の知事表彰」「母子福祉団体育成功労知事表彰」などがある。

【ふれあい・交流事業】

回答のあった事業数は、総計で39事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは37事業（94.9％）、父子世帯を対象としているものは30事業（76.9％）、寡婦を対象としているものは15事業（38.5％）である。

一例をあげると、「母と子のレクリエーション事業」「親子すこやか交流事業」「ひとり親家庭ほのぼの交流事業」「父子家庭ふれあい交流促進事業」「ふれあい倶楽部事業」などがある。

【緊急保護事業】

回答のあった事業数は、総計で 13 事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは 13 事業（100 %）、父子世帯を対象としているものは 1 事業（7.7 %）、寡婦を対象としているものは 4 事業（30.8 %）である。一例をあげると、「母子緊急一時保護事業」「母子・父子家庭一時養育事業」がある。

【費用補助事業】

回答のあった事業数は、総計で 18 事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは 18 事業（100 %）、父子世帯を対象としているものは 12 事業（66.7 %）、寡婦を対象としているものは 2 事業（11.1 %）である。一例をあげると、「母子世帯向公営住宅」「母子家庭自立促進事業補助」「ひとり親家庭居宅住安定支援事業」「県立高等学校の授業料等減額免除」などがある。

【その他】

上記の単独事業以外に回答のあった事業数は、総計で 55 事業であり、そのうち母子世帯を対象としているものは 52 事業（94.5 %）、父子世帯を対象としているものは 30 事業（41.8 %）、寡婦を対象としているものは 20 事業（36.4 %）である。一例をあげると、「母子寡婦福祉連合会補助金」「移動母子福祉センター事業」「母子福祉センター委託費」「若年母子家庭指導者養成事業」「母子家庭等生活支援事業」「母子寡婦家庭向上対策費補助事業」「母子家庭奨学金等支給事業」「ひとり親家庭総合支援事業」「ひとり親家庭等生活支援システム整備」などがある。

◆調査結果の概要～Ⅲ. 自由回答欄～

1. 母子世帯の福祉施策に関して自治体で話題になっていること（一部掲載）

1	父子家庭の援助・支援
2	母子福祉団体への若年母子の入会が少なく高齢化が進んでいる。
3	母子家庭が増えているが、制度の周知がむずかしいため、知らなかったという声もある。実際は市町村が窓口であり、戸籍担当の窓口等に協力依頼が必要か。
4	母子（寡婦）福祉資金の収入未済、児童扶養手当返納金の収入未済の増大、自立意識の乏しい母子家庭の増加
5	いかに区市の積極的な取り組みを促進し、平成 12 年度創設のひとり親家庭総合支援事業を有効活用によるひとり親家庭の自立を支援するか
6	母子福祉資金の償還指導
7	母子福祉団体の会員の高齢化が進み、今後の活動のあり方について検討中である。
8	・就労施策→今年度緊急地域雇用特別基金繰入金により母子家庭向けの就労支援講座を行った。 ・住宅施策→県営住宅の入居の希望が多い。県で福祉向け住宅として母子家庭用に枠を確保しているが、年々入居倍率が高くなっている。

9	県財政運営プログラムによるひとり親家庭医療費助成事業の見直し検討について
10	母子家庭医療費公費負担制度における給付方式に関して償還給付方式から現物給付方式への変更について
11	母子家庭に対する施策については、手当の支給や資金の貸付など経済的支援のみならず、就労支援、子育て支援も含めた総合的な自立支援施策が必要と考える。
12	児童扶養手当受給者の大幅な増加（母子世帯の増加）
13	母子家庭の優先雇用に力を入れていきたい。
14	母子家庭等医療費助成の現物給付化
15	戦前及び戦後間もない頃からすると、母子福祉対策の対象者の環境が変化している。すなわち、未婚の母子の増加、女性の社会進出の拡大等である。従来の手当支給や資金の貸与の政策を見直すとともに、父子家庭を含めた児童の養育に困難性を有する家庭の支援を考えるべき。
16	児童扶養手当受給者の増加が著しくなっており、国の予算が不足している。
17	就労に係る問題。母子会において若年母子家庭の未加入が多いこと。母子会における若年の人材育成
18	児童扶養手当の所得制限を元に戻して欲しいという要望が母子福祉団体からあがっている。
19	本市においては、同世帯への自立促進対策事業として、各種講習会を積極的に実施しているが、具体的な就労へと結びついていない現状にあることから、就労促進のための具体的施策の検討
20	児童扶養手当受給者が増加している
21	・結婚観や家庭観が多様化している時代にあって、母子及び寡婦を中心にした福祉施策は市民生活の実態とかけ離れているのではないかな。 ・男女共同参画社会と言われる中で、母子という概念は見直すべきではないかな
22	児童扶養手当に請求期限があるため、手当を支給できない世帯があり、疑問を感じる
23	・申請の増加。・認定・支給等事務の権限移譲。・男性との交流等定義のあいまいさ。
24	児童扶養手当が高額で長期にわたるため、手当て受給のための労働調整による自立の後退や、不正受給者の増につながっている。またブラジルでは離婚して日本に行けば多額の手当てがもらえると話題になっている。
25	・母子家庭の母及び寡婦に対する福祉施策の充実、・母子医療費助成制度の対象児童の年齢の引き上げ、及び65歳未満の寡婦に対する適用、・母子家庭等子女奨学金の給付額の引き上げ及び高校生に対する適用
26	<母子家庭医療費の助成額の増加>平成11年7月診療分から償還払いを現物給付に改正したところ、受診件数・助成額ともに倍増となる。制度改正の影響だけでなく、低所得者の母子家庭が増加していることが原因と分析しているところであるが、こうした傾向に歯止めのかかる要素が見当たらずその対策に苦慮している。

2. 父子世帯の福祉施策に関して自治体で話題になっていること（一部掲載）

1	母子世帯に比べて父子世帯の施策が少ないのではないかという意見がある。
2	父子家庭の制度が少ない（保育の面は子育て制度の充実でカバーできるかもしれない。）
3	いかに区市の積極的な取り組みを促進し、平成12年度創設のひとり親家庭総合支援事業を有効活用によるひとり親家庭の自立を支援するか
4	平成12年5月パパファミリークラブの結成
5	父子世帯に対する施策の必要性は認識しているが、財政事情により現在実施している母子福祉施策の予算を減らさなければ新しく父子の事業を開始することは不可能であるため対応に苦慮している。
6	父子家庭の声や願いを受け止めていく場所、機会作り等、情報交換の取り組みが必要と思われる
7	法定事務が母子家庭向けとなっており、父子家庭が対象外となっているものが多い。父子家庭向けの施策が非常に少ない。
8	父子世帯に対する福祉施策としては、現在介護人派遣事業や児童福祉施策を利用した一時保護事業を実施している。一般的には父子世帯は母子世帯に比べ経済的に恵まれていると考えられているが、経済的に困窮している家庭もあり、父子世帯に対する経済的支援施策も必要ではないかと考えられる。当県においては、平成13年度から母子世帯との不均衡是正を図るため、従来の母子家庭等医療公費負担事業に父子世帯も加え、父子世帯に対しても医療費の助成を行うこととしている。
9	父子家庭もかつてのように経済的に安定しているとは言えなくなっており、母子家庭同様の経済的援助も必要ではとの意見がある。
10	片親での子育ての困難性という意味では母子世帯と同じ状態であるので、手当や他の支援策についても父子世帯も受けられるようにすべきではないか。
11	＜母子家庭医療の父子家庭への拡大＞児童福祉や男女平等の観点から、父子家庭への女性拡大は必要なものと判断、拡大実施へ向けて検討しているところである。
12	母子家庭子女奨学金を父子家庭にも拡充した
13	父子世帯向けの県単独事業を作りたい。
14	現在、本市においては、父子世帯に係る有効な施策を実施していないことから、今後同世帯への施策の必要性及び有効な施策の検討
15	母子世帯に対する福祉に比べ、特に経済的支援施策が手薄いが、今後の福祉施策は子育て支援に力を入れるべき
16	父子世帯に対する金銭的援助を要望されることが多いこと。
17	父子に手当が支給されないのかとの問い合わせがある。
18	男女平等の時代なのに手当てや貸付金が父子家庭にはない。
19	母子家庭子女奨学金を父子家庭にも拡充した
20	母子世帯については、手当ての給付及び資金の貸付など福祉施策があるが、父子世帯にはこういう制度・施策がないので、創設を望む声がある。

3. ひとり親世帯の福祉施策に関する意見（一部掲載）

1	母子家庭に比し、父子世帯については、福祉施策が充分ではないと思われることから、施策の充実が望まれる。
2	個人のプライバシー保護の観点からひとり親家庭の実数や実態がつかみにくくなっているため、ニードにあった施策が作れない。
3	母子相談員をはじめひとり親家庭への施策の実施主体が都道府県とされているものが多い。ひとり親家庭の支援は実情に応じ身近な区市町村できめ細かな施策が展開されるべきものであると考える。地方分権の趣旨からも、ひとり親家庭施策の実施主体を区市町村に移譲の方向で検討されたい
4	・ひとり親家庭の経済的自立のための施策だけでなく、ひとり親家庭が社会的に孤立しないための精神的支援や情報提供などの施策も積極的に実施していく必要がある。 ・貸付金については、母子家庭、父子家庭という枠にとらわれず本当に経済的支援を必要としている家庭に貸付けるべきだと思うが、同時に過度な支援はかえって自立の障害となるため、最終的に自立を目的とした貸付金制度のあり方について検討する必要がある。
5	ひとり親世帯の自立支援を図るため、就労支援や子育て支援など具体的かつ効果的な施策の推進をお願いします。
6	価値観の多様化に伴い、自由な生き方を望む女性が増え、望んで母子家庭を選ぶ人達も増える傾向にあり、児童扶養手当制度の悪用等、制度そのものを見直す時期がきている。また、男女共同参画社会基本法の制定等、法の整備もされてきたが、男性にとっても、女性だけの福祉施策は、法の下の不平等という声が大きくなっている。これらのことから、遅れている父子家庭に対する支援が強く望まれている。（特に低所得層の父子家庭に対し）
7	母子家庭においては、経済的自立を進めるための就労支援が、父子家庭においては、いかに行政とのつながりを持ち、施策に反映する事ができるかが課題であろうと考えています。
8	ひとり親家庭の自立のためには、就労対策が最も重要であると思われるが、資格養成講座等で資格を取得しても、近年の厳しい経済環境のもとでは、なかなか就労に結びつかないことが多い。
9	父子世帯については把握が難しい
10	近年の離婚の増加、未婚の増加などにより、ひとり親家庭は急激に増加しているが、その実態がなかなか把握できない面もある。平成13年度から、ひとり親家庭に対する法律相談を行うこととしており、また子育て支援策の情報源としてHPを充実し、今後の施策に反映して行けたらと考えている。
11	男女共同参画社会が実現されつつある今日、母子世帯と父子世帯の福祉施策を区別していることに対しての合理的理由が問われている。
12	ひとり親世帯の生活の安定と児童の心身共に健やかな育成のため、経済的な支援のみならず子育て支援を含めた相談体制の確立や幅広い自立支援施策が必要と思われる。

13	個人的意見として。経済的援助の施策については、世帯の構成（母子等）に関係なく、経済的に困って援助を必要としている世帯（者）を平等に対象とすべきではないかと思う。
14	介護人派遣事業や県独自のひとり親家庭交流促進事業がありますが、父子家庭の利用状況は低いようです。今後、父子家庭が利用しやすいような方法を考えていきたいと思います。
15	・ひとり親という意味では、母子も父子もその他親族等の場合も一緒であるので、一定の所得制限等はあるにしても、公平に福祉施策を受けられるべき。 ・ 金銭の直接交付は不正受給や受給する母等がその児童のために使わない可能性もあり問題を含むので、学校等の教育費への支給等間接支給を検討すべき。
16	自らの選択で離婚し、公的扶養を受ける母子家庭の増加に対して国は児童扶養手当を給付するのではなく、別の自立の施策を考えるべきではないか。
17	①父子世帯は、母子世帯及び寡婦と比較し、世帯数が少ないこと及び経済的に女性より男性が優位にあったこと等の理由から、父子世帯への具体的な施策の検討、実施が遅れており、施策の必要性を含め、検討を進める必要がある。②母子世帯及び寡婦は、既存事業の見直し等、再検討する必要があるのではないか。
18	社会状況も変化し、ひとり親世帯は増加、特別な世帯でなくなると思います。ひとり親、特に女子で就労していない人が離婚したような場合、経済的自立が難しい。このような人々が生活できるような手当（児童扶養手当の増額）、保育所等の充実が必要である。
19	給付や貸付も必要ですが、自立しやすい環境づくりが大切だと思います。
20	児童扶養手当の交付や母子寡婦福祉資金の貸付、母子家庭等医療制度など、同じひとり親世帯でありながら、母子家庭と父子世帯では福祉に差がありすぎる。
21	母子、父子を区分するのではなく、児童福祉の観点からひとり親世帯への子育て支援策として現行の法体系、福祉施策を総合的に見直すべきではないかと思います。
22	児童扶養手当の対象を父子家庭まで拡大していただきたい。児童扶養手当の請求期限（５年）を撤廃していただきたい。
23	生活実態が複雑になり実態把握が地域民生委員でも困難になっている現状から、児童扶養手当等の見直しが必要と思われる。
24	ひとり親世帯及び国民の負担が増加する中、お互い平等の立場に立って努力すべきはずが福祉という文字に隠れ、時代に合った制度の見直しがされてないため、金のバラまき施策や矛盾した内容が改善しない。
25	総じて言えることは母子世帯に対する支援は充実しつつあるが、父子世帯に対する支援はきわめて乏しい状況である。ひとり親家庭の子育ては母子・父子を問わず厳しいものがあり、特に低所得の父子世帯にとっては極めて厳しい現状が認められている。児童福祉や男女平等の観点から言えば、男女の区別なく支援されるべきものであり、施策の見直しの必要性を感じる。

D. 考察

都道府県および政令市・中核市を対象として実施した「自治体におけるひとり親世帯の福祉施策に関する調査」は、回収率も 85 %と高く、自治体におけるひとり親福祉施策の位置づけと施策の実情を把握するうえで貴重な知見と示唆を得ることができた。

社会福祉施策を検討するにあたっては、「世帯の動向」および「生活実態」という観点から政策主体が実情を把握することが必要であるが、ひとり親世帯についてはまず、実数の把握という点において課題があることが明らかにされた。すなわち、①把握方法②把握する際の世帯の定義③把握年は、自治体において多様であり、把握方法としては、自治体独自に把握している場合と独自には把握していない場合の双方がみられている。そのようななかで課題とされる点を幾つか検討すると、①寡婦の場合には世帯の定義が年齢規定において多様であること、②独自に把握していない自治体の方が把握数を更新する作業が遅い傾向にあること、③3世代同居型のひとり親世帯の把握が難しいこと、などがあげられる。このような点に加えて、ひとり親世帯の場合には、生活実態を把握するための実態調査の実施状況においても課題がみられた。すなわち、①政令市・中核市では8割強が実施していない実情があること、②母子世帯については殆どの自治体が調査対象としているのに比して父子世帯・寡婦世帯はやや低い傾向にあること、③定期的に調査を実施している自治体の方が少ないこと、などである。これらのことは、施策編の調査回答においては、「父子世帯の実態把握が不十分である」、「希望者の把握が困難である」といった自由記述として現れており、施策の構築とニーズの把握という点において重要な課題であると考えられる。

次に、自治体におけるひとり親世帯の福祉施策の実施状況から、幾つかの検討課題を整理していくと、第一に、ひとり親世帯の自立支援という場合、どのような視点とサービスが必要であるかを多面的に検討する必要がある、という点があげられる。本調査の自由記述のなかでは、「就労に結びつくような就労促進の具体策」の必要性が指摘される一方、「経済的自立のための施策のみでなく社会的に孤立しないための精神的支援や情報提供などの施策も積極的に推進する必要がある」といった意見や、「給付や貸付も必要」だが「自立しやすい環境づくりが大切だと思う」といった意見もみられた。国の施策の方向性としても総合的な自立支援制度が打ち出されてきているが、生活基盤の確立とともに生活をトータルに把握して必要とされるサポートを検討していくこと、また、社会意識の改革なども視野に入れて自立支援の内実を検討することが求められているといえよう。

第二に、ひとり親世帯の生活実態をどのように認識しているか、という点があげられる。自由記述のなかでは、低所得の母子世帯が増加しているという指摘や、父子家庭の経済的困難についての指摘がみられた。例えば、「一般的には母子世帯に比べ経済的に恵まれていると考えられているが、経済的に困窮している家庭もあり、父子世帯に対する経済的支援策も必要ではないか」「父子家庭もかつてのように経済的に安定しているとは言えなくなっており、母子家庭同様の経済的援助も必要ではとの意見もある」といった指摘である。ひとり親世帯の生活実態を把握するための調査の実施頻度や実施率を改善し、現代のひと

り親世帯像をより明確にしていくことが必要である。

第三に、自治体の各施策の実施状況について、更に詳細な把握と検討をする必要性があげられる。ひとり親世帯の福祉施策は補助事業であるものが多く、また自治体の単独事業として展開されているものもある。その場合、当該の自治体内の1つの市町村でその事業を実施していれば、統計的には実施自治体数としてカウントされるわけである。一例をあげると、短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、本調査では32都道府県（回答のあった都道府県の82.1%）が実施しているが、当該の自治体内での実施市町村数は1市町村から32市町村までと幅がみられた。自治体の人口規模が異なるために単純に比較することはできないものの、地域間格差は大きいことが推察される。

あるいは、医療費助成事業をみると、母子世帯については、実施していない都道府県はゼロであり、全ての市町村で実施している都道府県が87.2%、一部の市町村で実施している都道府県が10.3%であった。一方、父子世帯については実施していない都道府県が17.9%あり、全ての市町村で実施している都道府県は46.2%、一部の市町村で実施している都道府県が35.9%であり、母子世帯に比べて実施している市町村率が低いことがわかった。また、助成内容についても、自己負担分の助成割合についてみると、母子世帯の場合には、母親については「全額助成」の自治体が61.2%、「一部助成」の自治体が26.9%であり、子どもについては「全額助成」が64.2%、「一部助成」が25.4%となっており、親と子では若干の相違があることがわかった。さらに、所得制限についてみると、母子世帯では、所得制限がない自治体が1団体あり、そのほかは「児童扶養手当の一部支給限度額」が52.2%、「所得税の非課税」が19.4%、「その他」が17.9%となっている。

このように、自治体内における実施市町村の割合や世帯種別による実施割合が自治体間で格差があることに加え、助成内容や所得制限などにおいても多様な設定がなされている。そのため、施策のニーズや効果を測定していくためには、実施状況を詳細に把握し、地域間の偏差をふまえておくことが重要である。

第四に、父子世帯への福祉施策の内容を再検討し、生活実態にみあった施策を講じていくことが必要である。父子福祉の必要性については、施策編調査での自由記述やひとり親福祉施策についての意見欄においても多くの回答者が指摘している。施策の実施状況をみると、児童扶養手当が対象となっていないことを初め、医療費助成事業では父子世帯を対象としていない自治体があったり、対象としていても一部の市町村である比率が母子世帯よりも高い実情がある。また、単独事業においても、例えば、ひとり親福祉推進員事業や貸付金関連の事業において母子世帯に比べて父子世帯を対象とする比率が低い傾向にある。また、近年では新規事業として父子世帯等支援事業が創設されたが、実施率は低い状況である。この背景には実態把握が不十分であるという点や父子世帯が行政にアクセスすることの困難性などがあげられている。また、自治体の実施体制をみると、父子福祉は母子福祉を後追いしながら一部援用する形で展開されてきた歴史的経緯もあり、父子福祉の所管は「母子福祉」係に包摂されている自治体も多い。これらのことをふまえると、①父子世帯の福祉ニーズをより明らかにしていくこと、②ニーズにみあった父子福祉施策を検討すること、③父子世帯が行政へアクセスしやすい方策を検討すること（所管名の検討・父子相談員やひとり親家庭相談員の設置など）、④父子世帯が利用しやすい地理的・時間的サービス提供のあり方検討、などが必要である。